

身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定等に関する要領

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条に基づく医師（以下「指定医」という。）の指定については、法、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）及び浜松市障害者福祉法施行細則（平成8年浜松市規則第23号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 指定医の役割

指定医は、身体に障害がある者が身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成するとともに、その者の障害が法別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見を付さなければならない。

2 指定医の指定

- (1) 市長は、法第15条に基づいて指定を受けようとする医師から申請があったときは、浜松市社会福祉審議会条例（平成12年浜松市条例第46号）第8条第1項に規定する審査部会（以下「審査部会」という。）の意見を聴いて指定する。
- (2) 市長は、(1)により医師を指定するときは、原則として指定の決定がなされた月の翌月の初日をもって指定する。
- (3) 市長は、(1)及び(2)により医師を指定したときは、次の事項について告示するとともに、指定書（様式4）を当該医師に交付する。
 - ア 医師氏名
 - イ 担当する障害種別
 - ウ 診療に従事する医療機関の名称及び所在地
 - エ 指定年月日
- (4) 指定医は、細則第4条の規定に定める標示（細則第2号様式）を診療に従事する場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

3 指定基準

医師の指定等に係る審査は、別紙「指定基準」に基づき行うものとする。

4 指定医の届出事項

- (1) 指定医は、次に掲げるいずれかに該当するときは、市長に届け出なければならない。ただし、指定医が死亡した場合にあっては、その者が診療に従事していた医療機関の管理者又は親族等が行うものとする。
 - ア 指定医が死亡したとき
 - イ 指定医を辞退したいとき
 - ウ 指定内容に変更が生じたとき
- (2) (1)により、死亡、辞退又は指定内容の変更届があったときは、市長は、その旨を告示するものとする。

5 指定等の手続き

(1) 指定申請

指定を受けようとする医師は、次に掲げる書類を、指定を受けようとする障害種別ごとに作成し、市長に提出しなければならない。

- ア 身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定申請書（様式1）
- イ 同意書（様式2（細則第1号様式））
- ウ 経歴書（様式3）
- エ 医師免許証の写し
- オ 専門医又は認定医である旨の証明書の写し
- カ その他市長が必要と認めるもの

(2) 指定医の辞退届

指定医が死亡したとき又は指定医を辞退しようとするときは、指定医師辞退届（様式5）を市長に提出しなければならない。

(3) 指定内容の変更届

指定医の指定内容に変更が生じたときは、指定医師変更届（様式6）を市長に提出しなければならない。

6 指定医の取消し

(1) 市長は、指定医が令第3条第3項の規定に該当したときは、審査部会の意見を聴いて、

その指定を取り消すことができる。

(2) 市長は、(1)により指定を取消したときは、その旨を告示するものとする。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から適用する。

2 この要領をもって、身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定に関する審査基準（平成8年4月1日施行）は、廃止する。

なお、本要領施行後、当分の間、旧様式等による申請等を有効とする。

附 則

1 この要領は、平成27年4月1日から適用する。

2 改正後の身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定等に関する要領の規定は、平成27年4月1日以降指定する医師から適用し、平成27年3月31日までに指定した医師については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から適用する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から適用する。

2 本要領施行後、当分の間、旧様式等による申請等を有効とする。

附 則

1 この要領は、令和8年1月1日から適用する。

2 本要領施行後、当分の間、旧様式等による申請等を有効とする。

1 医師の指定及び障害種別

医師の指定は、別表左欄に掲げる障害種別ごとに行うものとし、各障害の医療に関する診療科名を標榜している浜松市内の病院又は診療所において診療に従事し、かつ、その障害の医療に関する相当の学識経験と身体障害者の福祉に理解を有する医師について行うものとする。

2 診療科名及び留意点

1 の各障害の医療に関する診療科名は、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第3条の2に規定される診療科名とする。参考として、各障害の医療に関する診療科名及び留意点を例示すると、概ね別表右欄のとおりである。ただし、平成20年3月31日以前から標榜していた呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、気管食道科等については、看板の書き換え等、広告の変更を行わない限り、引き続き標榜することが認められている診療科名については、従前のとおりとする。

3 経験年数等

- (1) 病院又は診療所において担当しようとする障害の医療に関する診療科の診療に5年以上専ら従事し、相当の臨床経験を有すること。ただし、研修医の期間のうち、担当しようとする障害の医療に関する診療科(臨床系)に係る期間があるときは、その期間を医療経験年数に算入することができる。
- (2) 担当科目が担当しようとする障害の医療に関する学会等に相当年数加入し、かつ、学会等に提出した論文が相当数あること。
- (3) 聴覚障害を担当しようとする医師は、原則として耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医であること。
- (4) じん臓機能障害を担当しようとする医師は、人工透析に従事していた経験を有する者とする。
- (5) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を担当しようとする医師は、ヒト免疫不全ウイルス感染者の診療に従事していた経験を有する者とする。

4 指定の数

医師の指定は、原則として1人1障害種別とする。ただし、複数の障害に関連性のあるものについては、複数の障害種別を担当することを認めるものとする。

5 指定の特例

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に基づいて指定された地域(旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町及び旧水窪町の区域)を所在地とする病院又は診療所において診療に従事する医師及び市長が特別の事情があると認める医師については、3及び4の如何にかかわらず指定することができるものとする。

6 留意点

医師の審査にあたり、指定を受けようとする障害種別に関する研究業績(認定医・専門医等の取得等)や診療実績を確認するなど、専門性の確保に努めるものとする。

(別表)

| 障害種別 | 主として標榜する診療科名及び留意点 |
|---------------------|---|
| 視覚障害 | 眼科、小児眼科、神経内科、脳神経外科 (注) 眼科以外の診療科にあっては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。 |
| 聴覚障害 | 耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科 (注) 耳鼻科以外の診療科にあっては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。 |
| 平衡機能障害 | 耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科 |
| 音声・言語機能障害 | 耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、内科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科 |
| そしゃく機能障害 | 耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科 |
| 肢体不自由 | 整形外科、外科、小児外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科 |
| 心臓機能障害 | 内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科 |
| じん臓機能障害 | 内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科 |
| 呼吸器機能障害 | 内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科 |
| ぼうこう機能障害 | 泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科(婦人科) |
| 直腸機能障害 | |
| 小腸機能障害 | 内科、消化器内科、胃腸内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 内科、血液内科、感染症内科、呼吸器内科、外科、小児科、産婦人科 (注) エイズ治療拠点病院での従事経験があることが望ましい。 |
| 肝臓機能障害 | 内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科 |